A STATE OF THE STA

平成五年九月七日宣告 裁判所書記官板 坂

、肇

平成四年の第五二号

判決

同東カニ丁目二八番地の二金沢市東カニ丁目二八番地ニ

住居

本籍

自動車運転手

犀畔荘一号室

廣

野

=p

秀

樹

昭和三九年一一月二六日生

右の者に対する傷害、 準強姦被告事件について、平成四年八月三日金沢地方裁判

所が言い渡した判決に対し、被告人から控訴の申立があったので、当裁判所は、検

察官松浦由記夫出席のうえ審理し、次のとおり判決する。

本件控訴を棄却する。

主

文

当審における未決勾留日数中三〇〇日を原判決の刑に算入する。

理

由

本件控訴の趣意は、 弁護人木梨松嗣作成の控訴趣意書及び控訴趣意補充書並び

に被告人作成の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意中、 事実誤認の主張について

1 被告人は、 本件準強姦の事実につき、 姦淫の際、 被害者安藤文は被告人の問

いり 掛け に即答しており、 その後、 被告人が同女を連れて警察署に出頭したとき

にも、 同女は刑事の質問に対して返答していたもので、 同女は本件時、 抗拒不

能 の状態にはなく、被告人の姦淫行為につき同女は暗黙の了解をしていたもの



能であったとの認識がなく、被告人は準強姦の故意を欠くと主張し、 であると主張し、 弁護人は、被告人には被害者が意識朦朧の状態となり抗拒不 いずれ

も、

準強姦罪の成立を争っている。

告人の傷害行為によって被害者は路上に仰向けに倒れ、苦しそうな顔つきとな て検討するに、被告人は、捜査段階及び原審公判廷において、原判示第一の被 所論 にかんがみ、 記録を調査し、当審における事実取調べの結果をも参酌

苦しそうな息をし、倒れたまま動かず、被告人が同女を抱きかかえて軽四

行により怪我をしてまいっている状態で抵抗できないので、姦淫しようと思え ばやれると考えて姦淫を決意した、姦淫時には、 輪自動車の助手席シートを倒してそこに寝かし、その後、被害者が被告人の暴 つ てぐったりしており、何もしゃべらず、ただ、 被害者はあいかわらず横にな 「嫌。」と三回位言っが、体





は

理由がな

()

姦 0 犯行を認めていたものであって、右各供述は、被害者の受傷の内容・ 程

を動かして抵抗する力はなく、寝たままじっとしていた旨を供述して本件準強

度、 被告人が、 右傷害の犯行後、 被害者を病院に連れていかなければならない

と判断し、さらに本件準強姦の犯行後に金沢西警察署に自首し、 被害者の病院

の搬送を依 頼していることからも十分信用できるものであって、信用性を疑

わしめる事情は窺えない。被告人の準強姦の故意に欠けるところはない。

論旨

2

神的 害妄想があったことから、他人の言動をより一層被害的に受け取り、 性格であり、 弁護人は、被告人は、精神的に未熟で、思考の固執性・自己中心性を有する 興奮状態に陥ったことから本件各犯行を惹起したもので、本件各犯行時、 特に、女性に対し異常な思い込みをする性格であるが、 極度の精 そこに被



心神喪失または耗弱の状態にあったと主張する。

経緯、 を背景にした、爆発反応ないし人格反応によりなされたものであって、爆発型 告人の本件各犯行は、 0 に鑑定人山口成良作成の鑑定書及び同人の当公判廷における供述によれば、 は一応了解可能であり、 できるものであるところ、以上の各供述によると各犯行の場面の被告人の行動 て検討するに、被告人は捜査段階及び原審公判廷において詳細に本件各犯行 精神病質人格の傾向を有するという被告人の性格特徴については、 所論にかんがみ、記録を調査し、当審における事実取調べの結果をも参酌し 動機、 態様、犯行後の行動等について供述しており、右供述は十分信用 爆発型の精神病質人格の傾向を有する被告人の性格特徴 本件各犯行時、被告人には意識障害はないこと、さら 明ら か

被

0

M. V.





は する等の特別 本件各犯行時、 の事情はないことなどの各事実が認められ、右によると、被告人 精神の障害により事物の理非善悪を弁別する能力又はその弁

别 に従って行動する能力が欠如または著しく減退した状態にはなく、完全な責

任能力を有していたことが明らかである(なお、 被告人は、 原判決後、 当審に

おける弁護人に対して、 多数の手紙を発信し、 その内容中には本件各犯行 時、

てい 被告人が精神的に不安定であったことを回想し、また、本件が被告人の勤 た会社の関係者の圧力により惹起されたものである旨の記載があ る が、 務し

そ

れ は、 被告人が自己の責任を他人に転嫁しようとする自己中心的な本人の性格

傾向 に基づく、 人格反応と認められるものであって、前記責任能力の判断 に影

を 及ぼ さない)。

Ξ 控訴趣意中、 量刑不当の主張につい て

な どに鑑みると被告人の刑事責任は重大であって(当審においては、会社の関係者 にあった同女を姦淫したもので、危険で悪質な犯行であること、何ら被害者に対 検討するに、原判決が量刑の理由で判示するところは肯認できるものである。 に本件の責任を転嫁して、 全治期 く落ち度のない当時二一歳の未婚の女性に対し、一方的に過激な暴行を加えて、 慰 所 謝の措置が取られておらず、被害者の親族 論にかんがみ、 間不明の頭蓋骨骨折等 本件は、被告人の交際の申込みに応じなかった、被告人と同じ職場の全 記録を調査し、当審における事実取調べの結果をも参酌して 事実関係まで否認するに至るなど反省 の重篤な傷害を負わせ、それにより抗拒不能の状態 の被害感情は極めて厳しいことな の態度は不十分

す

である)、弁護人指摘の、被害者に対しては一応反省しており、自責の念がうか

がえること、被害者の症状は、

現在、

リハビリテーションを受ける程度にまで回



復していること、被告人の家庭状況等を考慮しても懲役四年を科した原判決は相

当であって、論旨は理由がない。

兀 よって、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、刑法二一条を適用して当審

における未決勾留日数中三〇〇日を原判決の刑に算入し、当審における訴訟費用

は、 刑訴法一八一条一項ただし書を適用して被告人に負担させないこととして、

主文のとおり判決する。

平成五年九月七日

名古屋高等裁判所金沢支部第二部

裁判長裁判官





--

裁判官

裁判官

极不是所名

19

